平成２４年（再ロ）第１５号

神戸市中央区中山手通１丁目27－３－504号
再生債務者　稲田　綾
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月４日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年10月25日まで
平成24年10月４日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１号

長野県諏訪市大字中洲4563－７
再生債務者　若杉　早苗
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年10月５日まで
平成24年10月５日
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（再ロ）第３号

熊本県宇城市松橋町西下郷1391番地31
再生債務者　村上賢一郎
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月30日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年11月１日まで
平成24年10月４日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再ロ）第１９号

札幌市中央区南15条西10丁目２番７号
再生債務者　高瀬　英男
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年11月２日まで
平成24年10月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第３号

京都府城陽市平川車塚53番地の31
再生債務者　宇山　将宏
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月４日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年11月５日まで
平成24年10月５日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第５号

埼玉県春日部市小渕132番地１　エクレール春日部702号
再生債務者　安部　尊美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年９月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月５日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再ロ）第６号

千葉県市原市五井3425番地１
再生債務者　高澤　誠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月３日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年五月二十五日
掲載頁　七十八頁（号外第一一四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年四月九日
掲載頁　八十八頁（号外第八十二号）
平成二十四年十月十六日
東京都中央区八重洲一丁目九番九号
（甲）東京建物リゾート株式会社
代表取締役社長　綾木　眞二
東京都中央区八重洲一丁目九番九号
（乙）東建ビルディング株式会社
代表取締役社長　高橋　慎一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十七日
掲載頁　八十二頁（号外第一四〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年九月四日
掲載頁　二十八頁（号外第一九二号）
平成二十四年十月十六日
東京都文京区千石四丁目三七番四号
（甲）株式会社カクタス
代表取締役　横井　英明
東京都新宿区高田馬場一丁目二四番九－三〇二号
（乙）株式会社サーモ
代表取締役　太田　浩一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十四年十一月十九日までにお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年四月二日
掲載頁　一四二頁（号外第七十六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年三月三十日
掲載頁　一二〇頁（号外第七十五号）
平成二十四年十月十六日
大阪府大阪市阿倍野区西田辺町一丁目一番一号
（甲）昭和電工アルミ販売株式会社
代表取締役社長　溝端　雅孝
大阪府堺市西区築港新町三丁六番二
（乙）昭和アルミポール株式会社
代表取締役社長　溝端　雅孝

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する三和交通株式会社（本店札幌市北区新琴似四条十六丁目五番二二号）に対して当社のタクシー及びバス等の運送事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
また、この新設分割に伴い当社は新設会社の設立の登記すべき日をもって、商号をＳＫホールディングス株式会社と変更いたします。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月十九日
掲載頁　一〇四頁（号外第一五六号）
平成二十四年十月十六日
札幌市北区新琴似四条十六丁目五番六号
三和交通株式会社
代表取締役　山澤　巖雄

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する北星タクシー株式会社（本店札幌市北区新琴似四条十六丁目五番二二号）に対して当社のタクシー運送事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月十九日
掲載頁　八十八頁（号外第一五六号）
平成二十四年十月十六日
札幌市北区新琴似四条十六丁目五番六号
北星タクシー株式会社
代表取締役　山澤　巖雄

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する寿ハイヤー株式会社（本店札幌市南区川沿五条二丁目二番五〇号）に対して当社のタクシー等の運送事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月十九日
掲載頁　八十八頁（号外第一五六号）
平成二十四年十月十六日
札幌市南区川沿五条二丁目二番１号
寿ハイヤー株式会社
代表取締役　山澤　巖雄